

## 島根県防災士養成事業実施要領

### 1 開催趣旨

地域防災力の向上を図るため、防災士の資格取得ができる防災士養成研修を、島根県（以下「県」という。）、市町村及び島根大学が連携して実施する。

### 2 受講対象者

- (1) 地域の防災活動に取り組んでおり、市町村が推薦する者（区分A）
- (2) 市町村の職員であって、市町村が推薦する者（区分B）
- (3) 県の職員であって、県が推薦するもの（区分C）
- (4) 島根大学の学生であって、島根大学が推薦する者（区分D）

### 3 受講申請と受講者の決定

- (1) 市町村は、前記2(1)、(2)に定める区分A、Bの者を推薦する場合、島根大学は、前記2(4)に定める区分Dの者を推薦する場合は、県が定める期日までに受講申請書(様式1)を県に提出するものとする。ただし、被推薦者は1団体あたり50名未満とする。
- (2) 県は、受講申請書(様式1)の提出を受けたときは、受講者を決定し、市町村及び島根大学にその旨通知するものとする。なお、決定にあたり被推薦者が多数の場合、抽選で受講者を決定することとする。
- (3) 前記(2)の後には、受講者の変更は原則認めないものとする。

### 4 費用負担

- (1) 防災士教本代金、資格取得試験料及び防災士認証登録料は、受講者の負担とする。
- (2) 島根県防災士養成研修の開催に係る以下の経費については、県、及び島根大学市町村がこれを負担する。
  - ①講師謝金・費用弁償
  - ②会場利用料
  - ③事務費（ワークショップ用品・名札等）
  - ④資料印刷にかかる経費（コピー機使用料、紙代）
  - ⑤その他、島根県防災部防災危機管理課長が必要と認める経費
- (3) 県・市町村・島根大学の負担金額
  - ①県の負担金額  
前記(2)の経費の総額から、市町村及び島根大学の負担金額を除いた金額とする。
  - ②市町村の負担金額  
前記(2)の経費の総額を受講者の総数で除した額に2分の1を乗じた金額又は、6千円のいずれか少ない金額に、市町村毎の受講者数（区分C、Dを除く）を乗じた金額とする。ただし、金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

③島根大学の負担金額

前記（２）の経費の総額を受講者の総数で除した額か、６千円のいずれか少ない金額に、島根大学の受講者数を乗じた金額とする。ただし、金額に１円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（４）支払い方法

市町村及び島根大学は、県が指定する期日までに納付書払いするものとする。

５ 県が実施する業務

（１）養成研修の企画・運営

- ①会場選定及び決定
- ②カリキュラムの作成及び決定
- ③受講者の決定並びに市町村及び島根大学への資料の送付
- ④研修当日の運営
- ⑤研修に係る費用の執行

（２）日本防災士機構との調整業務

- ①資格取得試験受験者の受験申請手続き
- ②その他調整等必要なこと

（３）負担金の精算

市町村及び島根大学の負担金の計算並びに請求

６ 市町村が実施する業務

（１）受講者の募集・推薦

（２）受講者と県の仲介

- ①県が送付する書類等を受講者等へ配布
- ②受講者が提出する書類の確認及び取りまとめ

７ 島根大学が実施する業務

前記６（１）（２）及び共催に係る業務

８ この要領に定めのないことは、県、市町村及び島根大学が協議して決定するものとする。

附則 この要領は、令和２年１０月１日から施行する。

附則 この要領は、令和３年５月２４日から施行する。

附則 この要領は、令和８年４月９日から施行する。